3 CAS 番号: 156-59-2

物質名:シス-1,2-ジクロロエチレン

化審法官報告示整理番号:2-103 (ジクロロエチレンとして)

化管法政令番号:1-118

構造式:

分子式: C₂H₂Cl₂ 分子量: 96.94

1. 物質に関する基本的事項

本物質は環境基準(水質、土壌、地下水)及び水道水質基準項目が設定されているほか、化学物質審査規制法 第二種監視化学物質及び化学物質排出把握管理促進法(化管法)の第一種指定化学物質に指定されている。主と して他の塩素系溶剤の合成原料、染料・香料・樹脂等の低温抽出溶剤(シス体及びトランス体)に用いられ、平成 10年度の製造量は44tである。

2. ばく露評価

化管法に基づく平成 16 年度の環境中への総排出量は 5.0t となり、すべて届出排出量であった。届出排出量の 排出先は公共用水域への排出量が多い。届出排出量の多い業種は、大気では化学工業であり、公共用水域では下 水道業であるが、下水道業の排出量は過剰評価している場合がある。

多媒体モデルにより予測した環境中での媒体別分配割合は、環境中及び公共用水域への排出量が最大の地域を 予測対象とした場合には大気が 54.6%、水域が 45.0%であり、大気への排出量が最大の地域を予測対象とした場合には大気が 65.8%、水域が 34.1%であった。

水生生物に対するばく露を示す予測環境中濃度(PEC)は、公共用水域の淡水域では $8\mu g/L$ 、同海水域は $4\mu g/L$ 未満となった。

3. 生態リスクの初期評価

急性毒性値は、藻類では緑藻類 *Pseudokirchneriella subcapitata* の生長阻害における 72 時間 EC_{50} 73,600 μ g/L 超、甲殻類ではオオミジンコ *Daphnia magna* の遊泳阻害における 48 時間 EC_{50} 40,200 μ g/L、魚類ではメダカ *Oryzias latipes* の 96 時間 LC_{50} 67,200 μ g/L が信頼できる知見として得られたためアセスメント係数 100 を適用し、急性毒性値に基づく予測無影響濃度 (PNEC) 402 μ g/L が得られた。慢性毒性値は、藻類では緑藻類 *P. subcapitata* の生長阻害における 72 時間 NOEC 73,600 μ g/L、甲殻類ではオオミジンコ *D. magna* の繁殖阻害における 21 日間 NOEC 4,510 μ g/L が信頼できる知見として得られたためアセスメント係数 100 を適用し、慢性毒性値に基づく PNEC 値 45 μ g/L が得られた。本物質の PNEC は甲殻類の慢性毒性値から得られた 45 μ g/L を採用した。

PEC/PNEC 比は、淡水域では 0.2、海水域では 0.09 未満となるため、情報収集に努める必要があると考えられる。本物質は環境基準項目であることから高濃度検出地点や PRTR 排出量等を踏まえつつ、環境中濃度を見守る必要があると考えられる。

有害性評価(PNEC の根拠)			アセス	之 测無影響連 在	ばく露評価		DEC/	±π/π*
生物群	急性・慢性の別	エンドポイント	メント 係数	予測無影響濃度 PNEC (μg/L)	水域	予測環境中濃度 PEC (μg/L)	PEC/ PNEC 比	評価 結果
甲殻類 (オオミジンコ)	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	45	淡水	8	0.2	
					海水	< 4	< 0.09	

4. 結論

	結論	判定
生態リスク	情報収集に努める必要があると考えられる。 高濃度検出地点や PRTR 排出量を踏まえつ	
	つ、環境中濃度を見守る必要があると考えられる。	A

[リスクの判定] ○: 現時点では作業は必要ない、▲:情報収集に努める必要、■:詳細な評価を行う候補、×: 現時点ではリスクの判定はできない